

W00779626号-0

平成 17 年 7 月 5 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)
 代表取締役 クリス ウォルター



平成 17 年度 第 1 回定期監査 報告書

(全体総括)

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付4-108
監査名	平成 17 年度 第 1 回定期監査
監査対象部門	品質保証室、経営企画室、広報渉外室、業務管理室、安全技術室、 再処理事業部、濃縮事業部、埋設事業部
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館、再処理事務所 及び 濃縮・埋設事務所
監査実施日	平成 17 年 5 月 30 日 ~ 6 月 22 日 (断続的に 12 日間)
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/>

注記: 個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)

2. 監査対象部門及び監査の視点

2.1 監査対象部門

平成 17 年度 第 1 回定期監査は下表に示す 4 グループ別に実施した。

グループ	監査対象部門
(その 1)	「室」部門 (品質保証室、経営企画室、広報渉外室、業務管理室、安全技術室)
(その 2)	再処理事業部
(その 3)	埋設事業部
(その 4)	濃縮事業部

2.2 これまでの監査経緯

このたびの監査は通算3回目の定期監査であり、その監査視点を理解していただくために、これまでの経緯を概説しておく。

(1) 第1回定期監査(平成16年度第1回)

日本原燃株式会社殿の品質保証体制の確立に係わる改善策(以下、「改善策」という)が、その実行の規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。対象部門は、「改善策」の直接的展開部門である「室」及び再処理事業部とした。

(2) 第2回定期監査(平成16年度第2回)

監査対象に「改善策」の水平展開部門である埋設事業部及び濃縮事業部を加え、次の視点で監査を実施した。

■ 「室」及び再処理事業部

両部門の品質保証活動が、「改善策」を反映した規定文書類の手順に従って的確に実行されているか否かを評価した。

■ 埋設事業部及び濃縮事業部

- ① 再処理事業部で策定した「改善策」の水平展開として、当該「改善策」を濃縮／埋設事業部の既存の規定類に追加する必要性の有無について両事業部が検討した結果の妥当性を評価した。
- ② 品質保証活動の基本事項である、品質目標の設定／展開状況及び事業部長レビュー状況を評価した。

2.3 平成17年度 第1回定期監査の視点

上記の経緯を踏まえ、今回は監査対象部門別に以下の監査視点を定め、監査を実施した。

(1) 文書監査

監査対象部門	監査の視点
部門共通	前回の監査以降、又は直近1年以内に新規制定又は改正された規定文書類(規程、要則、要領、細則、マニュアル等)のうち、品質保証活動に密接に関係しているものについて、制定・改正内容の妥当性を評価する。

(2) 実地監査

監査対象部門	監査の視点
「室」 再処理事業部	「改善策」に係わる全ての業務について、前回の定期監査以降のPDCA(計画、実行、監視評価、改善)の展開状況の評価する。
埋設事業部 濃縮事業部	「改善策」の水平展開として実施した業務に限定して、PDCA(計画、実行、監視評価、改善)の展開状況の評価する。
部門共通	部分的に、一般監査の方式を適用することとし、その重要項目の中から、①マネジメントレビュー、②教育・訓練、③内部品質監査、④不適合処理／是正処置、⑤設計管理を監査項目に選定し、該当する項目の実施状況の評価する。

3. 監査の態様

文書監査と実地監査は、夫々を次の態様で実施した。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行内容が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。従って、被監査部門に対しては、新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）の提示を求め、内容の確認を行った。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、監査対象部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。

監査は2名の監査員で対応して監査ポイントの欠落防止に努めた。

4. 評価の基準

■文書監査では、次のいずれかを基準とした。

① 品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」*

*：「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)」の添付17に示される「品質保証体制の改善策の具体的内容」

② 会社が定めている基本理念、又は、上記①を規定した文書の上位規定

■実地監査では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

5. 監査結果の評価表示

監査対象項目ごとの適切性は、次の定義による3段階のランクで評価した。

ランク	定義
非常に良好	評価の基準に照らして、非常に行き届いた態様で対応（規定化、あるいは規定に基づく実行等）が行われている。
良好、又は 良好（コメント含）	評価の基準を満足する対応（規定化、あるいは規定に基づく実行等）が行われている。 より優れた運用に寄与する可能性があれば、参考的にコメントを付記する場合がある。採択は被監査部門の自由。
指摘事項 有	評価の基準を満たしておらず、不適合。必ず是正が必要。

6. 監査対象グループごとの監査結果

前述した4グループごとの監査結果は、夫々別個の報告書に編集したので参照していただきたい。いずれのグループにも「指摘事項」は観察されていない。

グループ	監査対象部門	監査報告書
(その1)	「室」部門 (品質保証室、経営企画室、広報渉外室、業務管理室、安全技術室)	W00779626号-1
(その2)	再処理事業部	W00779626号-2
(その3)	埋設事業部	W00779626号-3
(その4)	濃縮事業部	W00779626号-4

7. 監査のまとめ

7.1 総括所見

① 「指摘事項」は観察されない (全部門)

サンプリング方式を適用するという態様にて提示を求めた規定文書類及び帳票・記録等を開覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部門にも「指摘事項」は観察されなかった。すなわち、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されていると見なせる。

② PDCAの展開が定着しつつある (全部門)

品質保証活動に限らず、何らかの実行行為を有効に推進するためにはPDCA（計画、実行、監視評価、改善）を展開させることが求められる。これまでの2回の定期監査では、そのタイミングの点から、P（計画）及びD（実行）という初期ステップに焦点を当てることが多かったが、通算3回目となるこのたびの定期監査は、起点から1年を経過していることに鑑みて、C（監視評価）、A（改善）を含めた展開状況を監査視点の一つに定めた。

総じて、各部門ではPDCAの展開の重要性を認識し、それが故にPDCAの展開が定着しつつあると見なせる。規定類の見直しがタイムリーに行われたり、上位規定に基づいて自部門に適用する手順書を策定した事例などは、その現われと言える。

③ トップマネジメントレビューは良好に機能しつつある (全部門)

品質目標の設定とフォロー、ならびに、マネジメントレビューに係る仕組みは良好に機能しつつある。品質目標に関しては、社長を筆頭とする上位者の方針や目標を、下位者が自部門の業務内容を踏まえて策定している状況が観察される。マネジメントレビューに関しては、事業部長レビューを経て、「社長診断」という形のトップマネジメントレビューが四半期ごとに実施されている。レビュー会議の議事録の深みも適切であり、また、社長の指示・要請事項はリスト化され、フォローされる仕組みが構築されている。

こうした仕組みが定着しつつある背景には、レビューに使用される帳票類が統一されたことが挙げられる。レビュー側も被レビュー側も、一定の様式で記載された情報に基づいて、ベクトルを合わせた対話・審議が効果的になされているものと判断される。

④ 前回の監査で参考提言した「コメント」が、前向きに捉えられている
(前回監査で「コメント」を受けた「室」及び再処理事業部)

「指摘事項」が観察されていない状況にあつて、より優れた品質システムの構築に役立つ可能性がある場合に、参考的に、「コメント」を提起してきた。採択するか否かは、被監査部門の自由である。このたびの監査では、前回の監査時に提起した「コメント」が前向きに検討され、規定類の改正という形などで反映されていたことが特筆される。「コメント」が役立ったとすれば、監査側としても喜ばしい。

このような状況であるが故に、初めて監査対象とした分野を除くと、このたびは「コメント」の提起は少ない。

⑤ 全社大の教育システムの構築が計画されている（「室」）

教育は、人と技術の育成のために不可欠であり、各部門の管理者がそれぞれの事業部の規定に従って教育管理に取り組んでいる状況が観察されている。

一方、教育の基本理念と基本方策の構築は全社大で推進されることが望まれるところであったが、いよいよその実現に向けた計画が動き出した。それぞれに歴史を有する事業部ごとの教育体系を融和して、より管理し易い合理的な新体系が創出されることを期待したい。

7.2 感想

- (1) 今回の監査は、「改善策」を反映した「品質マネジメントシステム」に基づく活動のPDCAの展開がほぼ一巡したタイミングで行われたが、全社大で展開されている「トップマネジメント主導による品質保証活動の推進」によって「品質保証体制の改善」が着実に定着しつつあることを評価したい。

時が経ち、あるいは業務が反復されて行く中でも、この風土が崩れることなく維持され、継続的な品質保証の改善が進められることを期待するとともに、次回の定期監査でも、この状況を厳しく見極めていきたい。

- (2) 現在、再処理工場では、プラントの機能・性能の確認と不具合事項の洗い出しを目的とした試験運転が行われており、ウラン試験において、かなりの数の不具合（不適合）が発現している。試験運転の遂行に加え、この不適合処置に大きなエネルギーと時間が必要になっていることを監査者として感じた。

この問題を早期に克服するため、事業部幹部はもとより、管理／スタッフ部門（品質保証室を含む）も一体となって実状を共有し、状況を見極めたうえで、適切な支援（人材の一時的投入などを含む）を行う等、全社規模のPDCA展開の必要性についても検討されることを期待したい。

- (3) 大規模の設備や工作物の設計・製作・据付には長期間を要することから、それらの使用段階で発現する不具合・トラブルの原因は、数年前の品質保証体制、及び当時の品質保証マインドのレベルに根ざしていることが多い。直近の1年間の通算3回の定期監査の結果から見ると、JNFL 殿では良好な品質システムが構築され、改善策の一環として導入された諸制度も定着しつつあると評価できる。従って、数年後の不具合・トラブルは減少してゆくことが期待できる。

一方、ここにち発現している不具合・トラブルの原因については、対物面(ハードウェア)と当時の品質システム面(ソフトウェア)との両面で追及し、その知見を余すところなく今後の品質システムの向上に反映させることが肝要である。その過程では、数年前に当事者であった先輩諸氏や当時の組織風土を論評する場面もあろうが、客観的に真相を追究し改善策の構築に結びつけることを期待したい。

以上